

平成21年度 愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会次第

- **開催日時** 平成22年1月22日(金)18:30～

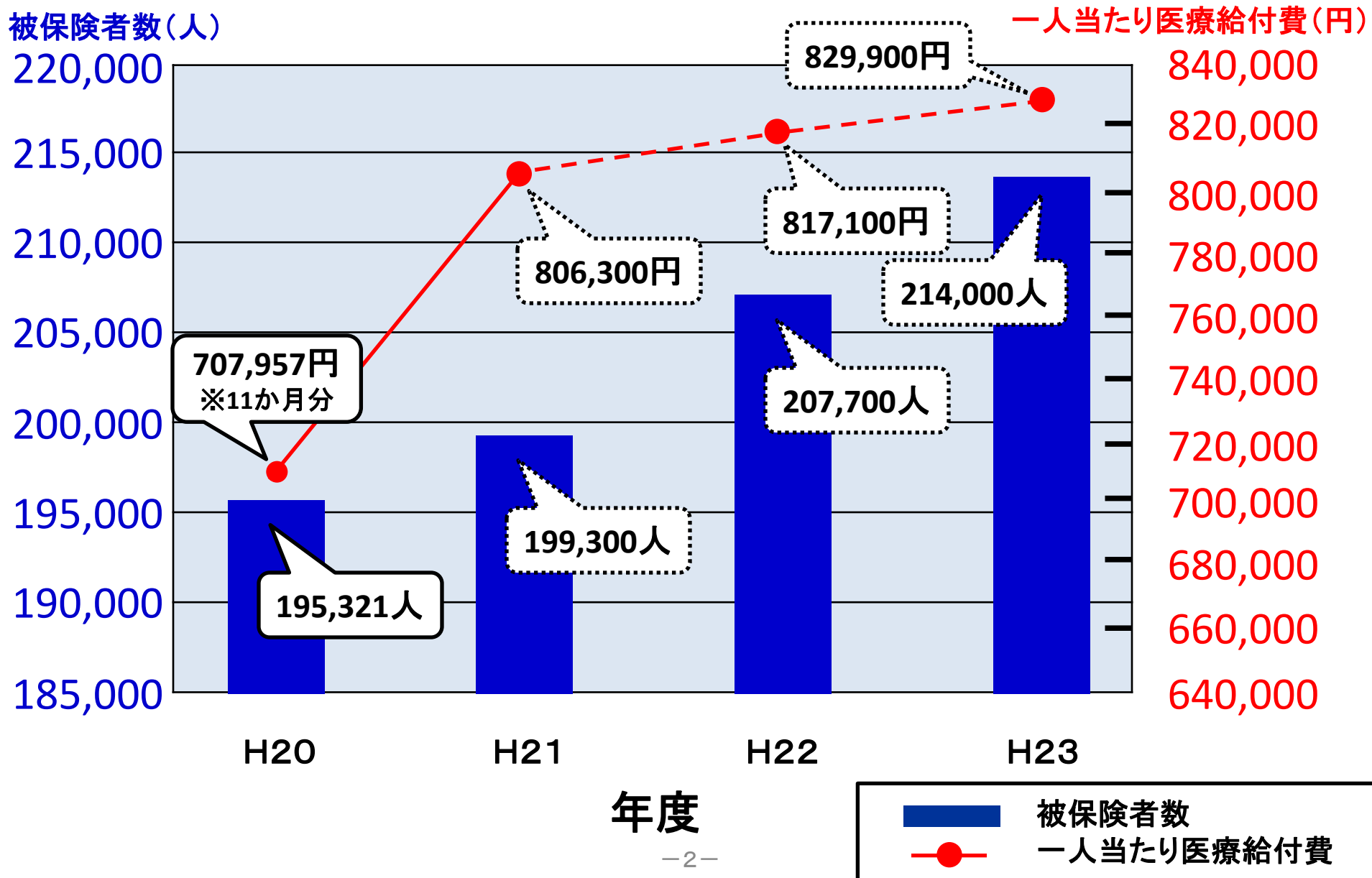
- **開催場所** 松山市役所 7階会議室

- **次第**
 1. 広域連合長挨拶
 2. 委員紹介
 3. 会長選出
 4. 議題
 - (1)これまでの経過及び実施状況について
 - (2)平成22・23年度の保険料率について
 - (3)その他

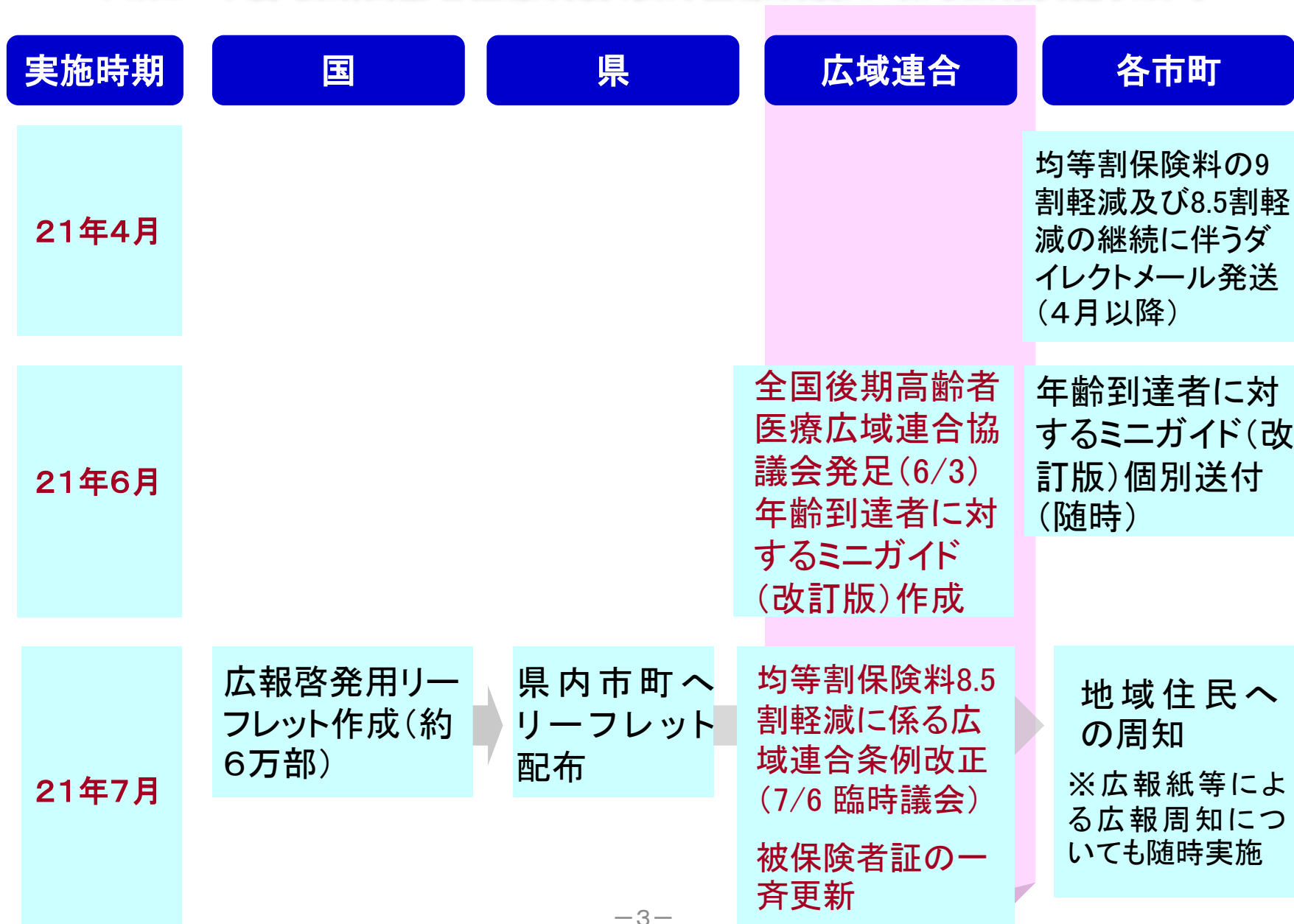
(1)これまでの経過及び実施状況等について

平成20年4月1日	後期高齢者医療制度スタート
平成20年6月12日	国の特別対策(保険料軽減等)
平成20年12月25日	年金天引と口座振替の選択制を実施
平成21年4月3日	平成20年度保険料軽減の継続を発表(与党プロジェクトチーム)
平成21年9月16日	新政権発足 厚生労働大臣が 制度廃止を明言
平成21年9月30日	全国広域連合協議会が、 新制度実現までの間、現行制度の根幹維持等 について、 国に要望書を提出 (全国市長会・全国町村会においても同様の趣旨で要望書を提出)
平成21年10月8日	厚生労働大臣が 現行制度を平成24年度末に廃止し、25年度から新制度に移行する方針を発表
平成21年11月6日	厚生労働省が、現行制度廃止後の新制度を検討するための「 高齢者医療制度改革会議 」を設置

被保険者数と一人当たり医療給付費



平成21年度 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に係る広報実施状況等



実施時期

国

県

広域連合

各市町

21年9月

新政権発足
* 後期高齢者医療制度
廃止の方針決定

21年11月

厚労大臣主宰の
「高齢者医療制度
改革会議」設置

21年12月

後期高齢者医療の
国庫負担金の算定
等に関する政令の
一部改正公布(平
成22・23年度の後
期高齢者負担率
10.26%)

22年1月

広報啓発用リーフ
レット改訂版作成

22年2月

* 全国後期高齢者
医療広域連合協
議会長が委員とし
て参画

広域連合懇話会
開催(1/22)

広域連合議会定例
会において保険料
率等の条例改正

議決通知

実施時期

国

県

広域連合

各市町

22年3月

広報啓発用リーフレット作成

広報啓発用リーフレット全戸配布
(590,000世帯)
* 4月実施

年齢到達者に対するミニガイド(改訂版)作成

年齢到達者に対するミニガイド(改訂版)個別送付(随時)

保険料率の改定等に係る新聞広告掲載(愛媛新聞ほか4紙)

※22年4月以降については、国の高齢者医療制度改革会議における制度の見直し論議の動向等に留意しながら、情報収集に努め、必要に応じて適宜、効果的な広報啓発を実施する予定です。

(2) 平成22・23年度の保険料率について

後期高齢者医療制度における**財政運営期間は2年間**とされているため、現在の保険料率(均等割額41,659円/年・所得割率7.85%)を改定することとなります。

①保険料の計算方法

保険料は、法令の規定により以下の方法で計算します。

保険料収納必要額

費用額
(医療給付費等)

収入額
(国県市町負担金等)

保険料収納必要額

保険料賦課総額

保険料収納必要額

予定保険料収納率
99.08%※H20実績

保険料賦課総額

②均等割と所得割の割合

保険料賦課総額

=

均等割保険料

※被保険者が等しく負担する保険料

+

所得割保険料

※所得に応じて負担する保険料

均等割保険料

：

所得割保険料

1 ： 所得係数 (0.74)

※所得係数は、都道府県毎の所得水準を表す数値(1が全国平均)です。
愛媛県一人当たり所得÷全国一人当たり所得(国が提示) によって計算します。(平成20・21年度は0.77)

百分率に直すと...

57 ： 43

※平成20・21年度は56:44

③平成22・23年度保険料の上昇要因

平成22・23年度の保険料改定にあたり、**抑制策を何ら講じない場合**、平成21年度と比較し、**平均保険料額が約6.38%増加**することが見込まれます。

主な上昇要因は以下の3点となります。

○一人当たり医療給付費の増加

H22年度 1.35% H23年度1.56% ※対前年度比

○後期高齢者負担率の上昇

平成20・21年度 10% → 平成22・23年度 10.26%

※後期高齢者負担率とは、医療給付費に対し、被保険者が保険料で負担する割合であり、**高齢化に伴う若年者層の負担増分を、若年者と被保険者で半分ずつ負担**することとなるよう、国が提示する率です。

○医療給付費の定年度化

医療費の平成20年5月支払分(平成20年3月診療分)は、旧老人保健制度の支払であるため、**平成20・21年度に保険料で賄うこととなる医療給付費は23カ月分であったのに対し、平成22・23年度は24カ月となります。**

④平成22・23年度保険料の上昇抑制

A 上昇抑制なし

	平成20・21年度	平成22・23年度
賦課総額【2年平均:千円】	15,141,312	16,242,897
均等割額【年額:円】	41,659	43,898
所得割率	7.85%	8.44%
平均保険料額【年額:円】 (H21との増減)	49,801	52,980(+6.38%)



費用額

医療給付費等 約1,750億円

※一人当たり医療給付費(推計)×被保険者数(推計)

収入額

国・県・市町負担金等
約860億円

各保険者支援費
約730億円

保険料
約162億円

B 剰余金12億円活用

	平成20・21年度	平成22・23年度
賦課総額【2年平均:千円】	15,141,312	15,639,194
均等割額【年額:円】	41,659	42,261
所得割率	7.85%	8.07%
平均保険料額【年額:円】 (H21との増減)	49,801	51,016(+2.44%)



費用額

医療給付費等 約1,750億円

※一人当たり医療給付費(推計)×被保険者数(推計)

収入額

国・県・市町負担金等
約860億円

各保険者支援費
約730億円

剰余金

保険料
約156億円

12億円

C 剰余金12億円＋財政安定化基金7億6千万円活用

	平成20・21年度	平成22・23年度
賦課総額【2年平均：千円】	15,141,312	15,254,738
均等割額【年額：円】	41,659	41,227
所得割率	7.85%	7.84%
平均保険料額【年額：円】 (H21との増減)	49,801	49,779 (-0.04%)



費用額

医療給付費等 約1,750億円

※一人当たり医療給付費(推計)×被保険者数(推計)

収入額

国・県・市町負担金等
約860億円

各保険者支援費
約730億円

剰余金

基金

保険料
約153億円

12億円

7億6千万円

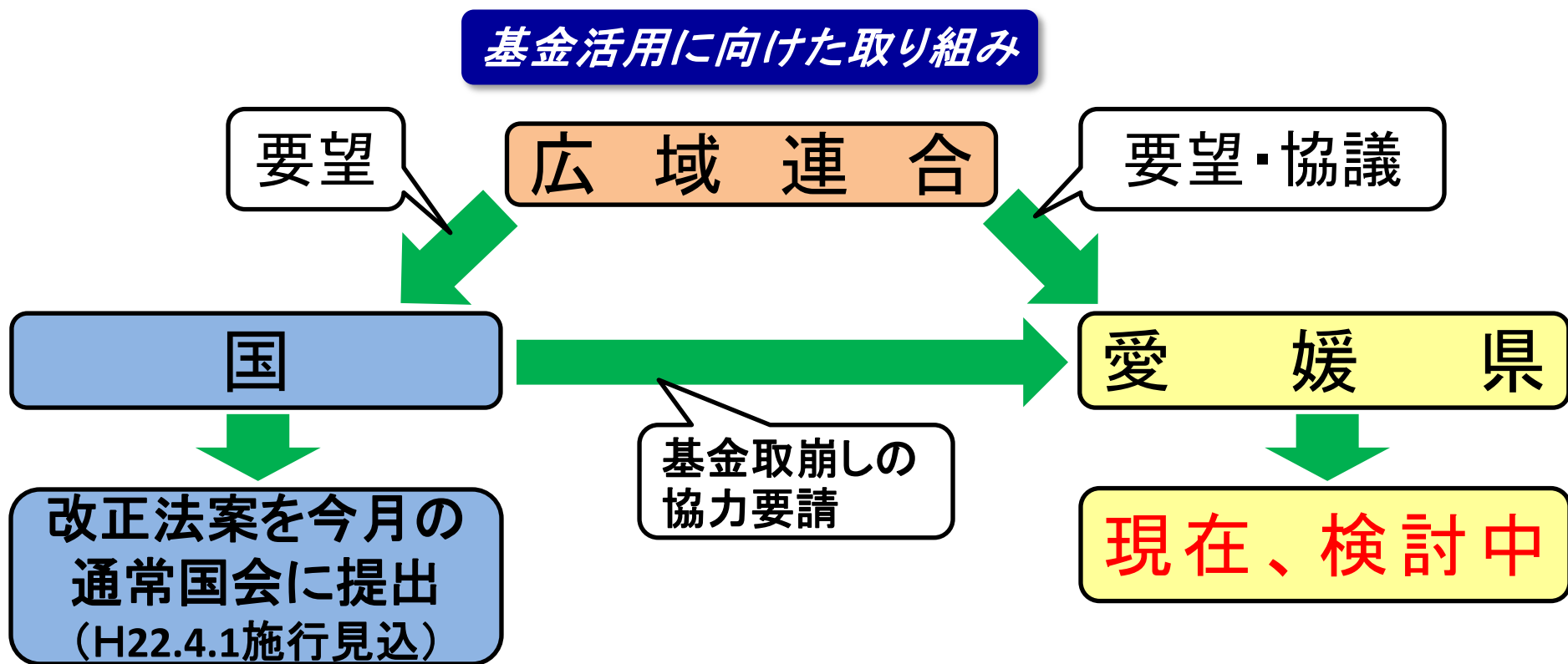
	H20・21年度	H22・23年度		
保険料上昇抑制措置		なし A	剰余金 12億円 B	剰余金12億円 財政安定化基金 7.6億円 C
賦課総額(千円) ※2年間平均	15,141,312	16,242,897	15,639,194	15,254,738
均等割額(年額)	41,659	43,898	42,261	41,227
所得割率	7.85%	8.44%	8.07%	7.84%
平均保険料額(円) (H21との増減)	49,801	52,980 (+6.38%)	51,016 (+2.44%)	49,779 (-0.04%)

※**財政安定化基金**とは、予想を上回る医療費増等に対応するため、**国・県・広域連合が1/3ずつの負担**により積み立て、**愛媛県が管理・運営**する基金です。

財政安定化基金を活用するためには、「**高齢者の医療の確保に関する法律**」の改正が必要であり、また、法改正後に**愛媛県の基金条例改正も必要**になります。

⑤保険料率の考え方

当広域連合では、後期高齢者医療制度を廃止するまでの間、高齢者の方々に不安や混乱が生じることのないよう、**可能な限り保険料の上昇を抑制**するため、**剰余金の活用はもとより、財政安定化基金を活用する必要がある**と考えます。



国の法改正及び愛媛県の条例改正が、本年2月下旬に開催予定の当広域連合議会より後となりますが、**愛媛県と協議を進め、方針を確認**した上で、財政安定化基金を活用し、**平均保険料額を前年度並みに据え置く**こととして、広域連合議会に上程したいと考えます。

(3) その他

参考資料(厚生労働省提供資料)

「高齢者医療制度改革会議」の開催について

1. 趣旨

三党連立政権合意及び民主党マニフェストを踏まえ、**後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討**を行うため、厚生労働大臣の主宰により、関係団体の代表、高齢者の代表、学識経験者からなる「**高齢者医療制度改革会議**」を開催する。

2. 検討に当たっての基本的な考え方

新たな制度のあり方の検討に当たっては、以下を基本として進める。

- ① **後期高齢者医療制度は廃止する**
- ② マニフェストで掲げている「**地域保険としての一元的運用**」の**第一段階**として、高齢者のための**新たな制度を構築する**
- ③ 後期高齢者医療制度の**年齢で区分する**という問題を**解消**する制度とする
- ④ 市町村国保などの負担増に十分配慮する
- ⑤ 高齢者の**保険料が急に増加したり、不公平なものにならない**ようにする
- ⑥ 市町村**国保の広域化**につながる見直しを行う

新しい高齢者医療制度の創設までのスケジュール(見込)

平成21年11月

平成22年夏

平成22年末

平成23年1月

平成23年春

平成25年4月

